

新たな財政支援制度について

1. 目的

団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向け、医療・介護サービスの提供体制の改革を推進する。

根拠：地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律
(平成26年6月25日一部施行)

2. 制度の概要

(1) 基金の設置

- ① 国2/3、都道府県1/3の負担割合により、消費税増収分等を財源として活用した基金を都道府県に設置し、都道府県が作成した計画に基づき事業を実施。
- ② 平成26年度の基金規模は全国で904億円(国と都道府県の合計額)。都道府県ごとの基金の配分は、人口、高齢者増加割合等の基礎的要因や、都道府県計画の評価等の政策的要因を勘案して決定。

(2) 対象事業

- ① 病床の機能分化・連携のために必要な事業
 - ② 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業
 - ③ 医療従事者等の確保・養成のための事業
- 平成26年度から開始する事業で、事業実施年度が限定されているものは、複数年度分を計上することが可能。
- 平成25年度に廃止された一部国庫補助事業については、必要と認められれば、新基金において継続して実施することが可能。なお、これに該当するものは、平成26年4月から補助対象となる。
- 平成26年度は医療分野を対象として実施し、介護分野については平成27年度から実施。

3. 平成26年度計画案たたき台

対象事業	新規事業	従来の国庫補助事業 で新基金において継続して実施する事業	計
①病床の機能分化・連携のために必要な事業	2.0億円	—	2.0億円
②在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業	15.1億円	0.2億円	15.3億円
③医療従事者等の確保・養成のための事業	1.3億円	7.3億円	8.6億円
計	18.4億円	7.5億円	25.9億円

4. スケジュール(平成26年度計画分)

- 4～5月 市町村や関係団体へ関係資料を提示し、事業の提案について照会
- 8月 計画案たたき台について、市町村、関係団体、医療保険者、医療審議会等に対し意見聴取
県ホームページにおいて意見聴取(21日～29日)
- 9月 ご意見等を踏まえ、計画案を作成し、国へ提出
- 10月 国から交付額の内示
- 11月 内示額に基づき修正した計画書を国へ提出、交付決定
- 12月 県議会へ基金設置条例案及び補正予算案を提出

1 新規事業 1, 844, 004千円 (H26事業費 138,669千円)

(1) 病床の機能分化・連携のために必要な事業(195,216千円)

単位:千円

番号	事業名	事業の概要	事業者	補助率等	積算	計画額	優先順位※
1	地域包括ケア病棟新設・転換支援事業	急性期から在宅に至る医療の流れを整備するため、平成26年度の診療報酬改定で新設された地域包括ケア病棟の整備に対し、助成する。 (平成26、27年度実施)	医療機関	1/3	[施設整備] 64,280千円(3,214千円×60床×1/3×1病院) <基準額> 3,214千円/1床 [設備整備] 1,666千円(5,000千円×1/3×1病院) <基準額> 5,000千円/1病院	65,946	10
2	地域医療ネットワーク基盤整備事業	連携する医療機関間で、医療情報(電子カルテシステムやオーダーリングシステムなど)を相互参照するためのICTネットワーク基盤の整備に対し助成する。	医療機関 地区医師会	1/2	<基準額> 25,540千円/1か所 <実施箇所数>10か所	129,270	4
小計						195,216	

(2) 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業(1,513,651千円)

単位:千円

番号	事業名	事業の概要	事業者	補助率等	積算	計画額	優先順位※
1	在宅医療サポートセンター事業	全ての地区医師会に在宅医療サポートセンターを設置し、在宅医療に参入する医師の確保のための取組を行うとともに、2次医療圏ごとに中核的なサポートセンターが広域的な在宅医療連携に関する調整・検討を行うために必要な経費の助成を行う。 また、県医師会が地区医師会の担当者を集めて行う合同会議の開催に要する経費の助成を行う。 (平成26~29年度で実施)	県医師会 地区医師会	10/10	<基準額> [2次医療圏・名古屋地区](15か所)13,612,980円/1か所 [その他](27か所)6,733,580円/1か所 [合同会議]6,467,800円 <設置箇所数>42か所(全ての地区医師会)	1,177,410	3
2	在宅医療連携システム整備事業	在宅医療従事者の負担軽減を図り、訪問看護師、リハビリ職種、薬剤師、介護支援専門員等の活動を支援するため、在宅患者情報を共有するシステム(在宅医療連携システム)を導入し、在宅患者が自宅で質の高い医療・介護サービスを安心して受けられる体制を3年間で、全市町村に整備する。 [導入に係る初年度経費のみ助成 市町村負担1/4] (平成26年度から29年度までの間で、各市区町村1年間実施)	市区町村	3/4	[講演会]200千円 [システム整備] <基準額> 6,460千円/1か所 <実施箇所数>69か所(全市区町村)	334,505	2
3	訪問薬剤管理指導事業費	薬剤師が在宅医療の現場において訪問薬剤管理や服薬指導などを行うことができるよう、実習形式の研修を実施し、在宅医療に対応できる薬局を増やす。	県	委託	検討会開催 90千円、研修 232千円	322	6
4	訪問看護ステーション長期派遣研修事業	病院に勤務する看護師を訪問看護ステーションに長期間派遣し、患者訪問等に同行させることにより病院勤務看護師と訪問看護ステーション勤務看護師の相互理解を深めるとともに、病院勤務看護師が行う退院調整能力の向上を図る。	医療機関	1/2	<基準額>2,828千円/1事業所 (353,494円(派遣職員人件費・交通費)/月×2ヶ月×4人) <実施箇所数>1事業所	1,414	9
小計						1,513,651	

(3) 医療従事者等の確保・養成のための事業(135,137千円)

単位:千円

番号	事業名	事業の概要	事業者	補助率等	積算	計画額	優先順位※
1	救急勤務医支援事業	救急勤務医の離職防止のため、医療機関が夜間・休日の救急医療を担う医師へ手当を支給したときに、その経費に対し助成する。	手当を支給する医療機関	1/3	<補助基準額>[休日]4,523円 [夜間]6,220円 <補助対象>2次救急医療機関、救急告示病院 [休日]4,523千円×1名×30日×12病院×1/3 [夜間]6,220千円×1名×90日×12病院×1/3	2,781	8
2	小児救急電話相談事業	子どもの急病時の対処方法などの医療相談を行う小児救急電話相談について、現在の対応時間の午後7時から午後11時までを、翌朝8時まで延長する。	県	委託	相談時間の延長 午後7時~午後11時(4時間)⇒午後7時~午前8時(13時間) <所要額>13,824千円/年 13,824千円×3/12ヶ月	3,456	1
3	帝王切開術待機医師確保事業	200床未満の病院及び有床診療所が帝王切開手術に対応するために必要となる医師の確保経費に対し助成する。	中小規模の産婦人科医療機関	1/3	<補助基準額>10千円/人 <補助対象>200床未満の中小規模の産婦人科医療機関で帝王切開術を行った執刀医師、麻酔科医師に対する手当 7,105件(H25実績)×10千円×2人×1/3×3/12ヶ月	11,842	7
4	ナースセンター事業	看護師の再就業支援や離職防止を推進するため、「愛知県ナースセンター」の相談窓口の対応時間の延長や、サテライトの設置など、機能強化を図る。 (平成26、27年度実施)	県	委託	(H26)検討会開催 200千円 事務費 800千円 (H27)開設準備費 1,206千円 運営経費 114,852千円	117,058	5
小計						135,137	
合計						1,844,004	

※事業の優先順位について

順位	事業名	優先順位の考え方
1	小児救急電話相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助事業廃止に伴う基金への移行事業の拡大 ・また、相談時間延長は高い事業効果が見込まれる。
2	在宅医療連携システム整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・本県は現在地域包括ケアシステムの構築に重点的に取り組んでいるところであり、在宅医療連携体制の整備はシステムの中核となるものである。
3	在宅医療サポートセンター事業	
4	地域医療ネットワーク基盤整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・限られた医療資源を有効に活用するためには、ICTの活用、医療機関の連携が重要である。
5	ナースセンター事業	<ul style="list-style-type: none"> ・実施者数としては1か所となるが、実施主体が関係団体であり波及効果大きい。
6	訪問薬剤管理指導事業	
7	帝王切開術待機医師確保事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者数に応じて順位付け
8	救急勤務医支援事業	
9	訪問看護ステーション長期派遣研修事業	
10	地域包括ケア病棟新設・転換支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・病床の機能分化・連携のための施設整備事業であり他事業を優先

2 従来の国庫補助事業で、基金において継続して実施する事業 749,642千円

(1) 病床の機能分化・連携のために必要な事業（事業なし）

(2) 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業（16,097千円）

単位：千円

事業名	事業概要	計画額
訪問看護推進事業費	訪問看護を推進するため推進協議会の開催や実態調査、研修等を行う	1,749
在宅歯科医療連携室事業費	訪問診療を行う歯科衛生士の派遣や在宅歯科に関する情報提供を行う	8,348
在宅歯科診療設備整備費補助金	在宅歯科診療に必要な医療機器等の整備にかかる経費について補助する	6,000
	小計	16,097

(3) 医療従事者等の確保・養成のための事業（733,545千円）

単位：千円

事業名	事業概要	計画額
医師確保対策費(推進事業費:現場研修)	医療現場から離れていた医師が円滑に職場復帰できるよう現場研修を行うための経費について補助する	1,330
医師確保対策費(推進事業費:潜在的助産師研修)	今現在働いていない助産師の資格を持つ方等に対し、再就業できるよう研修を行う	327
産科医等支援事業費補助金	産科医及び小児科医の処遇改善・人材確保のため、分娩手当や新生児担当医に対する手当に対し補助する	119,242
心身障害者コロニー病院費(中央病院運営費:管理運営費)	心身障害者コロニー中央病院において新規採用看護師に対し研修を実施する	630
医師確保対策費(推進事業費:ドクターバンク)	医療現場から離れている医師と医師不足の病院に登録を呼びかけし、調整を行った上で紹介を行う	7,093
医師派遣推進事業費補助金	派遣元医療機関の逸失利益分について補助する	4,334
地域医療再生基金(県事業費:地域医療連携医師派遣事業費補助金)	〃	16,771
地域医療再生基金(市町村事業費:地域医療連携医師派遣事業費補助金)	〃	13,892
地域医療再生基金(県事業費:女性医師就労環境改善事業費補助金)	子どもを持つ医師等が働きやすいよう医療機関の職場づくりを総合的に推進する施設の整備に対し補助する	5,570
小児救急電話相談事業費	小児科医の診療していない休日等に保護者向けの相談体制を整備し、適切な医療相談を行う	12,318
小児集中治療室医療従事者研修事業費	小児専門医確保のための研修事業を実施するために必要な経費について補助する	3,153
小児救急医療支援事業費	小児の第2次救急医療体制として在宅当番医及び病院群輪番制病院等を支援する小児科標榜病院の運営経費について補助する	15,435
看護職員就業環境改善相談・指導者派遣事業費	離職防止の一環として、短時間正規雇用等多様な勤務形態の導入に対する支援や相談窓口を設置し、医療機関の人材確保・定着を図る	5,419
新人看護職員研修責任者等研修事業費	新人看護研修における実施体制の確保のため、研修プログラムを策定する研修責任者、企画運営を行う教育担当者等に対する研修を行う	3,513
新人看護職員研修事業費補助金	新人看護職員研修ガイドラインに示された項目に沿って病院等が実施する新人看護職員研修の必要経費に対し補助する	74,943
看護師養成所運営費補助金(消国)	看護師等養成所の運営に必要な経費について補助する	248,225
病院内保育所運営費補助金	看護職員等の離職防止及び再就業支援のため、病院の設置する保育施設の運営経費について補助する	141,314
病院内保育所施設整備費補助金	病院内保育所として必要な新築・増改築等に要する経費について補助する	5,756
看護師就労環境改善支援事業費補助金	潜在看護師の短時間正規雇用等、就労環境改善を実施するための経費について補助する	1,145
看護職員専門分野研修事業費補助金	認定看護師育成のため研修を実施する医療機関等に対し、研修費用を補助する	15,680
看護師勤務環境改善施設整備費補助金	医療の高度化に対応可能なナースステーションの拡充等の整備に要する経費について補助する	6,249
看護研修センター費	新人看護師や中堅看護師等経験年数や再就業等の状況に合わせて研修を行う	31,206
	小計	733,545
	合計	749,642